

PCB処理事業の延長に係る豊田市からの要請に対する対応について

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
豊田PCB処理事業所

豊田PCB処理事業所再生計画に基づく総点検の実施状況等について豊田市に提出した報告書に対する豊田市からの意見書及び設備トラブルに起因する施設内漏洩に対する豊田市議会からの要望書について、豊田市長から改めて確実な履行を要請いただいたことも踏まえた豊田PCB処理事業所の対応は以下のとおりです。

豊田PCB処理事業所としては、豊田PCB処理事業所におけるPCB廃棄物処理事業は、施設を立地している行政及び住民の方々のご理解・ご協力及びご信頼を前提に成り立っていることを豊田PCB処理事業所で働く全職員が認識し、また、「事故・災害を絶対に起こさない」という強い意志を持って、JESCO、運転会社、プラントメーカーが一丸となって、安全かつ確実な処理の確保に努めていきます。

また、昨年度に強化した組織体制を維持し、現在実施中の「ヒヤリハット・気がかり活動」や「KY（危険予知）活動」をより効果的なものとする、漏洩リスク低減のための必要な設備改善を進めるなど、安全対策の一層の充実に努めていきます。

なお、処理期限の延長による施設の老朽化対策については、社を挙げて長期保全計画の策定に取り組んでいるところであり、設備の健全性の確保に向けて、細心の注意を払って取り組んでいきます。

1 平成23年3月3日付けの豊田市からの意見書の内容とJESCOの対応状況について

(1) 豊田市から豊田PCB処理事業所に対し意見書が発出された経緯

- ・ 豊田PCB処理事業所では、平成22年11月11日に非常排煙装置の誤操作事故、11月19日及び12月8日にPCB施設内漏洩事故が発生しました。
- ・ これらの事故の反省から、豊田PCB処理事業所では、持続的な安全・安定運転が可能な事業所を目指して「豊田PCB処理事業所再生計画」（以下、「再生計画」という）を取りまとめ、約2ヶ月間操業を自主停止して総点検を実施、平成23年2月2日に、豊田市長に再生計画に基づく総点検の実施状況をご報告し、併せて、処理施設の運転再開に向けての豊田市のご意見を伺いました。
- ・ 本意見書は、上記のJESCOからの照会に対して発出されたものであり、事故の未然防止対策として、JESCOと運転会社が一丸となった再生計画の確実な実施が求められています。
- ・ 次項に意見書に記載された留意事項の内容と対応状況を示します。

(2) 意見書に記載された留意事項の内容と JESCO の対応状況

	留意事項の内容	対応状況
①	今回の安全総点検で見直した手順書や事務手続きなどの改善対策が確実に履行されて、期待する効果が十分発揮されているかについて、責任者を置いて定期的に検証する場を設けるなど必要な取組みを進めること。また、今回の再生計画に留まらず、今後も改善・改革の取組みを継続すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・その後の改善計画書に記載した各種対策と併せて過去に約束した改善対策についても実施者及び確認者を定めて、毎月の実施状況をまとめ、JESCO（本社も参加）及び TKS で構成する「トラブル検討委員会」で確認
②	今後も第三者機関を交えて取組みの検証に努めること。	<ul style="list-style-type: none"> ・PCB 廃棄物処理事業検討委員会豊田 PCB 処理事業部会に各種取組状況を報告・相談し、助言を受けている。 ・H23 年度の再生計画の実施状況について、毎月安全衛生労働コンサルタントの現場調査を受けることによる検証及び評価を依頼。コンサルタントから、「成果を上げつつあり、再生計画の方向と実施内容が正しいことを実証している。」との総括を得ている。 ・H24 年度及び 25 年度に実施した液体又は気体の潜在漏洩リスクの評価と対策検討に係る漏洩防止プロジェクトには第三者評価機関が加わり、調査方法、調査結果や対策の検討結果等についての検証を実施
③	環境マネジメントシステムの運用と併せて効果的に取り組むこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・豊田 PCB 処理事業所の EMS において、再生計画や改善計画書に加えて、過去の監視委員会で約束した約束事項等を法的要求事項と同等に扱い、環境管理計画実施報告書で毎月の実施状況を取りまとめるとともに、四半期毎の環境推進委員会で確認
④	JESCO 及び TKS の社員の教育訓練を一層充実して、処理施設・処理工程を熟知させるとともに、危機管理意識の向上を図ること。特に、新入社員教育には十分配慮すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・安全セミナーのテーマとして、豊田処理施設の設計思想や改善計画書の内容等の教育を毎月実施 ・新入社員については、就業当初に安全教育や ISO 教育を実施
⑤	すべての JESCO 及び TKS の社員（その他作業従事者を含む）が、緊急時やトラブル発生時に共通認識を持って適切に対応できるよう周知徹底するとともに、現場に必要な措置及び連絡体制について掲示を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、安全セミナーのテーマとして「緊急時対応マニュアル」を取り上げ、緊急時の対処方法等を全員に周知 ・運転会社がグループ毎に液体漏洩時対応訓練を実施 ・緊急連絡体制表の最新版を中央制御室等に掲示
⑥	市民との理解を深めるために、積極的な公表を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月発行の「事業だより」を No. 100 号からより分かりやすい紙面に刷新 ・地元 7 自治区と JESCO との意見交換の場として地域協議会を設置し、H25. 8. 28 に第 1 回、H26. 8. 27 に第 2 回を開催 ・関係自治区に JESCO の見学会開催を持ちかけ、自治区内で調整していただいた上で、順次開催。今後も継続的に対応していく。(H25 年度は、逢妻地区区長会並びに深田山及び樹木自治区、H26 年度は中根自治区の見学会を開催)

2 平成 24 年 2 月 21 日付けの豊田市議会からの要望書の内容と JESCO の対応状況について

(1) 豊田市議会から豊田 PCB 処理事業所に対し要望書が発出された経緯

- ・ 前記再生計画に基づいて各種対策を実施してきたにもかかわらず、平成 23 年 12 月に 2 件の施設内漏洩事故が発生してしまいました。
- ・ 本要望書は、上記の事故について、「施設外への PCB 漏洩はなかったものの、民家及び逢妻男川の近くに建設されていることを考えると、施設外へ漏洩したときの影響は計り知れない」との危機感から発出されたものです。
- ・ 次項に要望書の内容と対応状況を示します。

(2) 要望書の内容と JESCO の対応状況

	要望書の内容	対応状況
①	JESCO は、今一度施設全体の責任の全てを負っていることを認識して、安全操業に関する管理監督を行うこと。また、環境省は、これを指導監督すること。	・ JESCO は安全管理について全責任があり、運転会社とともにこの責任を果たすため、漏洩リスクの高い作業に立会う等、安全管理体制の強化を図っている。
②	JESCO は、漏洩事故等が発生した場合、根源的な原因まで明らかにするように原因究明を徹底してから万全な事故対策に努めるとともに、今後類似の事故を起こさないよう、過去の教訓を生かして横展開を確実に実施して漏洩事故の未然防止を図ること。そのため、JESCO、運転管理会社、プラントメーカーが一層連携できるよう、体制強化を図ること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ H23 年度の漏洩事故発生を受けて、H24 年度は液体漏洩の潜在リスクを、H25 年度には気体漏洩の潜在リスクを調査し、JESCO、運転会社及びプラントメーカーで構成する漏洩防止プロジェクトチームで調査結果の評価や防止対策の検討を実施。 ・ H24 年度、H25 年度に発生させた漏洩事故について、発生の都度「なぜなぜ分析」を実施するなど、真因の追及を行い横展開も含めた再発防止策を実施。 ・ H24 年度に実施した液体漏洩に係る潜在リスク調査結果を踏まえ、攪拌洗浄設備の 48 箇所の給排液弁をより信頼性の高い物への更新を実施
③	環境省及び JESCO は、知見のある第三者チームを組織して、現場の実態を十分把握して検証評価するなど、漏洩リスクの観点から定期的な施設や作業等をチェックする体制を構築すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ PCB 廃棄物処理事業検討委員会豊田 PCB 処理事業部会に安全対策の進め方について報告・相談し、助言を受けている。 ・ H24 年度の液体漏洩の潜在リスク、H25 年度の気体漏洩の潜在リスクに係る調査方法、調査結果や対策の検討結果等について、第三者評価機関による評価・検証を実施
④	JESCO は、今後施設が老朽化してくることを見据えたメンテナンス体制を構築し、漏洩事故を未然に防止すること。	・ 処理事業期間の延長を踏まえた設備の長期保全計画を策定中
⑤	JESCO は、全ての外部発注の請負業者の現場を含めた指導監督を徹底すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害防止協議会で、工事業者も含め「操作禁止札の取扱い」の順守を徹底 ・ 過去に事故・トラブルのあった工事及び類似工事の実施に当たっては、事前に JESCO、運転会社に加え請負業者も参加した安全審査会で注意点等を確認

⑥	<p>これまで以上の情報開示に努めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地元7自治区と JESCO との意見交換の場として地域協議会を設置し、H25. 8. 28に第1回、H26. 8. 27に第2回を開催 ・関係自治区に JESCO の見学会開催を持ちかけ、自治区内で調整していただいた上で、順次開催。今後も継続的に対応していく。(H25年度は、逢妻地区区長会並びに深田山及び樹木自治区、H26年度は中根自治区の見学会を開催) ・事故・トラブル発生時の報告公表基準を改訂するとともに、評価基準を策定
---	---------------------------	---